

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	寄木・葦の浜地区	南三陸町

図面記号
D-2施設

土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
	本吉郡南三陸町歌津字寄木	141番1の一部	畑	畑	179	農振地域内・農用地区域外	都市計画区域外
	計	179㎡ (田 — ㎡、畑179㎡)					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>雨水排水については、地区内に降った雨水は速やかに道路側溝により排水し、地区外の国道398号側溝及び現況水路を経て海へ放流する。</p> <p>汚水排水については、戸建住宅別に合併浄化槽により規定水質基準以下に浄化处理を行った後、地区内の道路側溝に排水する。</p> <p>農業用水については、用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水施設機能を保全するため、周辺農地での営農の支障はない。なお、計画地の下流域の一部で畑が耕作されているが、用水は井戸からのポンプ利水となっており、農家及び水利権者とは調整・確認済みである。</p>						